

発議第 3 号

平成 29 年 5 月 16 日

幕別町議会議長 芳 滝 仁 様

提出者 幕別町議会議員 寺林 俊幸

賛成者 幕別町議会議員 野原 恵子

テロ等組織犯罪準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案の成
立に反対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

テロ等組織犯罪準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案の成立に反対する意見書

政府は、平成15年から17年にかけて3回にわたり国会に提出し、国民各層の強い反対で廃案となった共謀罪創設規定を含む法案について、「共謀罪」を「テロ等組織犯罪準備罪」（以下「テロ等準備罪」という。）と名称を変えて、今通常国会に提出した。

本法案は、平成12年11月に国連総会で採択された「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」締結のための国内法整備を理由に立案されたものであり、政府は、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、「テロ対策」は最重要課題の一つであるとして、「テロ等準備罪」の新設が必要であるとしている。

しかしながら、日本は既にテロ防止のための13の国際条約を締結し、現行法においてもテロ行為等の準備行為を処罰する規定が存在しており、国際的な要請として「テロ等準備罪」の新設が本当に必要か大いに疑問である。

また、「テロ等準備罪」は、一般国民が犯罪を実行していなくても、犯罪を行うことを相談・計画していると判断されれば、それ自体が罪とされる懸念があるとともに、対象となる「組織的犯罪集団」の定義もあいまいで、労働組合や市民団体であっても性格が「一変」すれば該当するとしており、捜査機関による恣意的な運用が懸念されるどころである。

まだ起きていない犯罪を取り締まるためには、怪しい、危険だと捜査機関が判断した組織、団体、個人を日常的に監視することになり、さらには会話の通信傍受など広範囲にわたって捜査権が乱用される恐れがあり、国民に対する監視と管理の強化、プライバシー、内心の自由の侵害が強く危惧される。

我が国の刑事法体系の基本原則に矛盾し、基本的人権の保障と深刻な対立を引き起こす恐れのある法案を認めることはできず、当議会は、テロ等準備罪を新設する本法案の成立に反対する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年5月16日

北海道中川郡幕別町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣